

農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します。

推薦・募集定数

①農業委員 14人 ②農地利用最適化推進委員 8人

任期

令和2年7月から農業委員・農地利用最適化推進委員ともに3年間

推薦・募集期間

3月2日(月)～3月30日(月)

推薦・応募資格

- ・農業に関する識見を有し、農地の利用の最適化の推進など農業委員会の職務を適切に行うことができる人
- ・その他の資格要件については、お問い合わせください。

推薦・応募方法

必要事項を記入し募集期間中に農業委員会事務局に提出してください。(郵送可)

募集要領および推薦書・応募申込書は、町ホームページ又は産業振興課窓口にあります。

〒503-0198 安八町氷取161番地 農業委員会事務局(産業振興課内)

農業委員の職務

農地転用、農地の無断転用の防止・解消など農地法に基づいて農業委員会の権限に属する事項のほか、農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の防止・解消などの農地の利用の最適化に関する事項についての調査・審議等が主な職務となります。

農地利用最適化推進委員の職務

農地転用、農地の無断転用の防止・解消などを図るための調査等のほか、農業者や農業者が組織する団体と話し合いを行い、農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の防止・解消などを図る調査等が主な職務となります。

農業委員会事務局(産業振興課内) ☎ 64-7113

国税専門官採用試験受験者募集案内

国税庁は、所得税、法人税、相続税などの直接税及び消費税、酒税などの間接税の賦課・徴収を行う官庁で、国の財政基盤を支える重要な仕事をしています。

その中で国税専門官は、国税局や税務署において、税のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使し、事務を行います。

職種 国税専門官(大学卒業程度)

- 受験資格**
- ①平成2年4月2日～平成11年4月1日生まれの者
 - ②平成11年4月2日以降生まれの者で次に掲げる者
 - ・大学を卒業した者及び令和3年3月までに卒業する見込みの者
 - ・人事院が上記に掲げる者と同等の資格があると認める者

申込方法 インターネットより申し込んでください。

<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

受付期間：3月27日(金)9:00～4月8日(水)(受信有効)

*インターネット申込ができない場合は、問い合わせ先まで連絡してください。

試験日 第1次試験 6月7日(日) 第2次試験 7月8日(水)～17日(金)のうちいずれか指定する日



名古屋国税局 人事第二課 試験係 ☎ 052-951-3511(内線3451)